平成26年第5回江北町議会(定例会)会議録														
招集年月日		平成26年12月 5 日												
招集場所		江町 議 場												
開散会日時 及び宣言	開議散会	•				9 日 午前 9 時 9 日 午前11時			48分 議		議長 武富		久	
応 (不応) 招議 員及び出席並び	議席番号	J	氏	名		出	分	議席番号		氏	名		出	力
に欠席議員	1	田	中	宏	之	(0	6	吉	岡	隆	幸	(0
出席 10名 欠席 0名	2	大	喂	敏	弘	(0	7	土	渕	茂	勝	(\bigcirc
〇 出席	3	井 .	Ŀ	敏	文	(0	8	古	賀		戍	(\circ
× 欠席	4	坂	井	正	隆	(\circ	9	西	原	好	文	(\circ
▲ 公務出張	5	池	田	和	幸	(\circ	10	武	富		久	(\circ
会議録署名議員	2番 大队		畏敏弘 :		3 :	番	井上敏		文	4番	*	反 井	正	隆
	町	長	田	中	源	_	0	町民	課長	平	JII	智	敏	0
地方自治法	副町	「 長	Щ	中	秀	夫	0	環境	課長	谷	П		学	0
第121条により	教育	· 長	赤	坂		章	0	産業	課長	Л	久保	義	文	0
説明のため出席	総務企	画課長	田	中	盛	方	0	教育課長	長補佐	納	富	智	浩	0
した者の職氏名	建設	課長	柴	田	敏	彦	0	会計:	室 長	溝	П	進	洋	0
	福祉	課長	北	島		博	0	こども応	援課長	山	下	栄	子	0
職務のため議場に出席	議会事	務局長	武	富	利	夫								
した者の職氏名	書記		古	賀	ケイ	子								
議事日程	別紙のとおり													
会議に付した事件		別紙のとおり												
会議の経過	別紙のとおり													

議事日程表

▽平成26年12月9日

日程第1	議案第54号	江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について
日程第2	議案第55号	江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条 例について
日程第3	議案第56号	江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第57号	江北町子育て支援条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第58号	佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの 使用料に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第59号	江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第60号	江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第61号	佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定につい て
日程第9	議案第62号	江北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第10	議案第63号	江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定について
日程第11	議案第64号	佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
日程第12	議案第65号	平成26年度江北町一般会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第66号	平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補 正予算 (第2号)
日程第14	議案第67号	平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第68号	平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第69号	平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第70号	平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第18	報告第3号	平成26年度江北町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
日程第19	請願第6号	農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書を採 択するよう求める請願について

午前9時 開議

〇武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年第 5回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第6号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、請願第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。 請願第6号を上程いたします。

職員をして請願を朗読させます。武富局長。

〇議会事務局長(武富利夫)

おはようございます。それでは、請願第6号を朗読いたします。

(朗読省略)

〇武富 久議長

朗読が終わりましたので、請願第6号の趣旨説明を求めます。坂井正隆君、御登壇願います。

〇坂井正隆議員

それでは、紹介議員としての趣旨説明をいたします。

農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する請願について。

JAグループは、これまで農畜産物の生産振興と国民への安全・安心な農畜産物の安定供 給に努めております。しかしながら、昨今、こうした取り組みを脅かす農政上の重要課題が 多数存在をしております。

1つ目はTPPの交渉、2つ目は水田農業政策、3つ目は農協改革であります。これらの情勢を受け、JAグループは指摘された課題を真摯に受けとめ、JA全中が外部有識者を交えた総合審議会が開催されました。地域農業と地域社会への貢献を果たしていくため、今、徹底して取り組むことが決定をされました。さらに、本県JAグループにおいても、本県の

実情に合わせた改革をこれまでも実施され、今後もさらに進めていくこととなっております。 これらの情勢、つまりTPP交渉、水田農業政策、農協改革等、これらの情勢、課題を鑑み、 本県の基幹産業である農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向け、国会 及び政府に対して、以上、TPP交渉、水田農業政策、農協改革等の意見書を採択していた だきたく、紹介議員としての趣旨説明を終わります。

以上、4番議員坂井正隆。

〇武富 久議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第54号

〇武富 久議長

日程第1. 議案第54号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

私の質問は文言についての質問ですけれども、これの附則の施行期日ですね、これについては1と2とあって、平成27年4月1日からの施行と、2の平成26年12月1日からの適用と、この2つに分かれておりますけれども、この2番目の「(給与の内払)」というのはどういう概念なのかですね。その内払いについては3に書いてありますけれども、内払いという概念についてちょっと説明を求めたいと思います。

〇武富 久議長

田中総務企画課長。

〇総務企画課長(田中盛方)

土渕議員の御質問にお答えをいたします。

内払いといいますのは、既に6月に期末手当を支給しております。そういうことで、差額 の支給というふうな概念でございます。

〇武富 久議長

いいですか。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第54号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第55号

〇武富 久議長

日程第2. 議案第55号 江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第55号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第56号

〇武富 久議長

日程第3. 議案第56号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを 議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第57号

〇武富 久議長

日程第4. 議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。1番田中君。

〇田中宏之議員

議案書の20ページをごらんいただきますと、今回、子育て支援条例の一部改正で、「「中学校」の次に「及び特別支援学校中学部」を加える。」となっております。

私、9月議会でも、せっかくやるなら、江北町在住の中学校卒業生みんなに祝い金を出したらどうかと言った手前もあります。そういった意味から、どうしてこういうふうになったか、その辺をちょっと趣旨説明をお願いします。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

前回から申していたと思いますけれども、江北中学校を卒業する子供にやるというのが原則で私は考えていたわけですけれども、他の学校に行かれている方、そしてまた、特に特別支援学校というのは、江北中学校に行きたくても、やはり向こうに行ったほうがいいという形で行かれている方でありまして、ほかの方は江北中学校に行こうと思えばみんな行ける方なんだと思います。そういう意味からも、よそにわざわざ行っている方は恐らく裕福(109ページで訂正)な家庭ではないかとも思っておりますし、そういうふうな形で、江北中学校の生徒を減らさないためにもこういう形をとったところでございます。

〇武富 久議長

1番田中君。

〇田中宏之議員

たしか町長は、よその中学校に行かれたら学級が減るとか、そういうことも言っておられましたよね。その辺を考慮して、今回、特に江北中学校を卒業される生徒に支給するということで、そこで、きのうの教育長の答弁を聞いていましたところ、生徒数を聞いたところ、まず、よその学校に行ったということで学級が減るようなことは今後考えられないような生

徒数だったと思います。そういった意味からでも、学級が減るということはまず考えにくい と思います。そういった意味からも、親御さんは税金等を江北町に納付していますし、税金 で当然支援金も支払われると思いますので、ぜひ私としては全員にやるようにしたほうがい いと思います。私、産業常任委員会ですので、これは当然委員会付託になると思いますので、 委員会でもよく話し合ってもらいたいと思います。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

小学校から中学校に行くときに、学級数が減らないということだと思いますけれども、学年によっては減る可能性があるところが今の小学校の学年でもあるわけですね。本当に90名前後の子供たちが各学年にいるわけですけれども、10人行ってしまえば、3学級から2学級になってしまうというようなことがありますので、これは絶対学級が減らないということではありませんので、私は減らない方向で、ぜひとも江北中学校に行っていただきたいという思いでございます。

〇武富 久議長

赤坂教育長、学級が減るということに対して、教育長をしていて何かありますか。なかったらいいですけど。いいですね。

ほかに。9番西原君。

〇西原好文議員

私も田中議員の意見と全く同感でして、町長、前回も言ったとおり、私のところにも直接おじいちゃんから電話がありました。おいどんは税金ば払いよっとに、何で孫にそがん仕打ちばすっとかにゃ、ごたる感じで、町長の考えもちゃんと話しました。でも、税金を払われている親は町内に住んでおられるわけですよね。ましてや、成人式を見てみますと、必ず成人式はそういった子たちは出席しております。町長は先ほど経済的なことを言われましたけど、そのときにもらう祝い金のありがたみというのは成人式のときにあって、あんとき俺は祝い金もらわれんやったもんのとか、そういった話も出んとは限らんとですよね。だから、同じ町民であるならば、町長はいつも言われますけれども、平等に支払われたらどうかということで、私も田中議員と同感で、そこら辺同じ町民としてのお考えはできないのか、町長お願いいたします。

田中町長。

〇町長 (田中源一)

今、西原議員からも言っていただきましたけれども、今回、中学校の卒業祝いとしてやる わけですね。よその学校に行っている人は、大小ありますけれども、よその学校で卒業祝い をもらっているわけですね。そういうことで、やはり江北中学校の卒業生への卒業祝いです ので、よその学校に行っている人は、よその学校で卒業祝いを確かにもらっていらっしゃる わけですので、そういうことで御理解をお願いいたしたいと思っているところでございます。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

ちょっと反論になるかもしれないですけど、町長、この一番最初の発端はタブレットの補助だったんですよね。私どもは、同じ住まわれるときに、高校に上がられるときに、もらえる人ともらえない人があったらまずいんじゃないかというような、一番最初の発端がですよ。最終的には保護者への祝い金と変わってしまいましたけど、一番最初の補助金の発端はタブレット、高校に上がったら50千円程度の補助ばせんばらんという話から始まったと思うんですけど、そこら辺がずっと変わってきて、最終的に町長は保護者への卒業祝い金ということで変わりましたけど、そもそもの考えは、町内から出られている子供さんに私どもは全部にやるのが当然じゃないですかというふうな意見も言ってきたつもりなんですけど、そこら辺町長どがんお考えなのか。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

その辺もタブレットの件も確かにありましたけれども、そういう中で、江北小学校から中学校に入るときに、10人程度がよその学校に行ってしまって、3クラスから2クラスになるという実態がこれまでも何回もあってきたわけですね。そういうことを考慮して、ちょうど80人になれば40人ずつなわけですよ。それが81人いれば二十七、八人の学級になると。そういうことを考慮すれば、行った人は学問の自由で行かれたかもわかりませんけれども、残った人は、1人の先生で多くの子供たちが授業を受けなくちゃいけないという、そういうふう

なハンディも出てくるわけです。そういうことを考えたときに、ぜひとも私は江北中学校に行っていただきたいと。子供の教育というのは、いろいろ個人差はありますけれども、やはりどこの学校に行っても本人のやる気さえあれば立派に成長しますし、どこへでも進学ができるように勉強はしてくれるものと私は思っておりますので、そういう意味から、ぜひとも江北中学校に行っていただきたいと。よその学校に行くということは、通学費から何から多額の費用もかかってくるわけです。そういう意味から、ぜひとも江北中学校に行っていただきたいという思いでいっぱいでございます。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

るる今いろいろな議論があっております。私も同感するところがあります。

まず、現在の生徒数の確認をさせていただきたいと思います。きのう一般質問であっておりました。現在の中学生ですね、1年が88人、2年が81人、3年が81人と。この中には、2年、3年はなかよし学級に行かれているから81名を切るということで、2クラスであるんですけど、ここを町の判断で3クラスで運営されていると、そのように私聞いたんですけど、その辺の確認と、それと、現在、江北町在住で特別支援学校に通っている生徒さんが何名か。それと、DV等とかいろいろ問題があっております。この家庭の事情で町外から江北町に来られている生徒さんがおられるのかどうか。それと、逆に町内から町外に行っている生徒はおられるのかどうか。それと、江北町以外に公立、私立中学校に通っている生徒は何人なのか。それと、今の条例で対象になっているのは、DV等の家庭の事情で町外から江北中学校に来られている人は対象内というふうに聞いております。町外の人であっても江北中学校を卒業するからですね。逆に町内から町外の中学校に通っている人たちも対象になるのかどうか。その辺をまず数字の確認だけさせていただきたいと思いますけど、教育長よかですか。

〇武富 久議長

赤坂教育長。

〇教育長(赤坂 章)

お答えをいたします。

まず、学級編制の運営でございますけれども、これは数年前に柔軟に対応してよろしいということで、町の教育委員会の判断ということになりまして、学校の実情とか状況を判断し

て決めてよろしいということでございますので、中学3年生につきましては、昨日お話をいたしましたように、2学級のところを3学級編制ということにいたしているところでございます。

それから、通学状況でございます。江北中学校、現在、250名在学をいたしております。 生徒数は、1年生88名、2年生81名、3年生80名プラス、これは区域外といって、他の市町 から1名来ておりますので81名になります。合計250名ということです。それから、江北町 に在住をしておって、県立の中学校へ行っているという者が3名、1、2、3年生(1年生 2名、2年生1名、3年生ゼロ名(157ページで訂正))で合計3名です。それから、私立 の中学校へ通学をしているというのが4名(1年生3名、2年生1名、3年生ゼロ名(157ページで訂正))、それから、特別支援学校へ通学をしているというのが10名です。区域外、 他の町へ通学をしているというのはありません。区域外、他の市町から江北中学校に通って いるというのは1名です。そういうことで、3年生まで合計の267名となります。1年生96 名、2年生85名、3年生86名、267名というような状況でございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

もう1点ですね、現在、家庭の事情で町外から江北中学校に来られている方が1名いらっしゃる。この方は対象内というふうに聞いておったんですよね。逆に、町内の在住者であって、DVの関係で町外に行かれているという方はいらっしゃらないということですけど、仮におられた場合、そういう方は対象外になるんでしょうかね。ちょっとその辺の確認をさせていただきたいと思います。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

一応その辺のどうして町外に行かれたのかというようなことあたりを検討して、本当に江 北中学校に行けないと、どうしても行かれないというような事情等がはっきりわかれば、そ ういう人たちにもしてやらなくちゃいけないと思いますけれども、町外から1名ことしも卒 業するわけですけれども、町外から来ている子供には今までどおりの記念品という形で上げ ているわけですけれども、どうしても江北中学校に行きたくても行けないというような人が 出てくれば、そのときにはまた検討したいと思います。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

済みません。いろいろ説明していただきました。ちょっと長くなっておりますけど、私も思うところは、町長が最初言われた、江北中学校卒業生だけというようなことで出されたのが新聞に載ったんですよね。2月23日の新聞、ここに大きく載っております。佐賀新聞社が特集を組んだというのは、投稿があったからだと思うんですよね。先ほど副議長も言われましたけど、親御さんから電話があったと。私も実は3名の方から電話がありました。1つはおじいちゃんからですね。副議長が言われたようなことを言われました。議会はなしそういった不公平を承認したのかとお叱りを受けました。また、保護者の方からもありました。一般の町民の方からも、この記事を読んで、これおかしいんじゃないかというふうなことを言われました。町民の方はこの記事を読んで、なぜこういうふうにされたのかと、一緒にやればいいじゃないかと、教育を受ける権利は自由じゃないかというふうなことで、いろいろ町民の間では議論をされております。この特集を組んだ記事を読んでみますと、ある保護者の方が、「同じ町民なのに支給されないのはおかしい」との意見が寄せられたということなんですよね。「町の太っ腹な現金支給が波紋を呼んでいる」というふうに、佐賀新聞社も幾らか皮肉ったように書いております。こういうふうに、町民の声はこの新聞に載っているような感じだと思うんですよね。

私たち議員は町民の代弁者であります。そういった意見を踏まえて、ここで議論をしていきたいと思うんですけど、やはり町民は江北町在住の中学生全員の支給を望んでいると思うんですよ。今回は特別支援学校に通う子ということでありますけど、この辺を、今議会に上程されておりますけど、議案の修正という形でできないものかどうかですね。太良町が同じようなことをしております。江北町に見習って3月議会で可決をされております。うちは臨時議会やったからですね。新聞に載って、太良町はまねしたと思うんですけど、太良町は町在住の中学校卒業生ですね、あと町外の県立中学校、私立中学校に通う卒業生にも支給するというふうな条文で可決をされております。うちもその辺、町民からのいろんな不満の声を酌んで、やはり公平に扱うためには議案の修正というふうなことは考えられないでしょうか。

田中町長。

〇町長 (田中源一)

これはもう前回から、昨年の支給のときからいろいろ皆さんから話を聞いてきたわけですけれども、私にも電話はあっております。電話はあっておりますけれども、その人たちにも先ほど言いましたような事情を申し上げまして、これは江北中学校の卒業祝いなんだと、皆さんの行かれている学校でも恐らく卒業祝いはもらわれるはずですと、だから、卒業祝いが二重にもらわれるようになりますよと、そういうことで御理解をお願いいたしたいと。私はこういうふうに江北中学校に行っていただくということが、その子供たちにとって絶対将来的に有意義なものになってくると。私も江北中学校に行きませんでした。そういう中において、やはり私の人生において、江北中学校に行っていないと、同級生というものがどうしても町内での親しみというものが少ないわけですね。そういう意味からいたしますと、私は江北中学校に行っていただくということが、その子供たちの将来にとって一番プラスになってくるものと私は信じております。そういう意味から、そしてまた、子育て支援で多くの人たちが江北町に住んでいただくためにも、江北に住んで江北中学校に行けば、そういうふうなものがあるというのも大きな江北町の子育て支援の一つの目玉にもなってくるものと私は思っているところでありまして、今回、修正ということは私は考えておりません。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

済みません。何回もですけど、町長の江北中学校に来てもらいたいという気持ちはわかります。

ただ、恐らく町外に通っている子供の親とすれば、江北中学校の教育が劣るということ じゃないんですよ。劣るということじゃないんですけど、やはり佐賀市内の中学校はレベル が高いといったうわさを聞けば、親は自分の子供の才能を伸ばしてやりたいと、これは誰し もそう思うと思うんですよね。この3万円を支給するからこっちに来なさいというふうには 親は考えないと思うんです。やはり子供の将来のことを考えて、江北中学校に行ってもらい たいんだけど、やはり優秀な学校にやってあげたいというふうに考えるのが親の一般的な考 え方だと思うんですよね。この3万円の支給をして、そして2学級になっているのを3学級 にしていきたい。そうすることによって教育が行き届くからというようなことでされたと思うんですけど、現実として、先ほど教育長の答弁の中に、定員割れ、81名を切ったにしても、町の裁量で3学級でされているということでありますが、その辺は柔軟性を持って実際運営されておりますので、その3万円の支給によって、子供たちが成人したとき、先ほどの話でありましたけど、小学校は同級生であって、中学校はたまたま別のところへ行っておいて、後であんた祝い金もらわんやったねというふうな話になれば、子供たちは非常に多感な時代のときに、情操教育においてもちょっと好ましくないんじゃないかなと私は思うんですよね。アンケートをとるべきようなものじゃないかもしれないですけど、町民の方の意見を聞いていただければ、ほとんどの方がやったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですよね。これは委員会で議論するということになるかと思いますけど、私はそういうふうに思っております。もう一度その辺の答弁をお願いいたします。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

多くの町民の方がと言われますけれども、これで喜んでいる方が多いわけですね。今回、前回から、昨年からこの3万円を上げるというふうなことになって、多くの町民の方々から私はお礼をいただきました。そういう中で、やはり町外に行っている人たちは、それは不満があったのではないかと思っておりますけれども、その辺の大きくなってから子供たちがひがむんじゃないかというふうに今言われておりますけれども、私は子供たちは何もそんなことは思わない。親が思っているだけであって、やはり自分の意思か親の意思でかわかりませんけれども、他市町の中学校に行ったというふうなことが将来どういうふうにプラスになっていくのか、逆に江北町に将来住むのであれば、私はマイナスになってくる可能性もあると思いますし、そういうふうなことをいろいろ考えた中において、ぜひとも私は江北中学校に行っていただきたいと。佐賀の学校がレベルが高いかもわかりません。しかしながら、佐賀の学校に行って中ぐらいの成績になるよりも、江北中学校に行ってトップに行ったほうが絶対その人は伸びるわけです。そういうことを私も実感として持っておりますので、ぜひとも江北中学校に行っていただきたいと、そういう気持ちでいっぱいであります。

〇武富 久議長

いいですか。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

私も一般質問で、やっぱり全員にやるのが筋じゃないかと。今回こういう形でされたというのは、別にこれは悪いことじゃないと思います。ただ、そのことによって条例の整合性がとれなくなってきたと思うんですよ。ここまでやられるなら、全員にやるというのが筋道だと思います。

今よそに行く生徒の問題でいろいろ触れられましたけれども、町長もほかの中学校に行かれたと。しかし、今現在、町長として町の発展のために力を尽くされていますし、必ずしもよその市町に行ったからどうのこうのという問題じゃないと思うんですよね。そういう意味でいうと、この制度の性格からして、全員に渡すというのがやっぱり自然じゃないかなと。

それと、もともとの動機ですね、動機は先ほど副議長のほうからはタブレットの話が出ましたし、町長がこれを提案されたときには学級編制の問題で障害が出てくると。それが私は最大の問題だったんじゃないかなというふうに理解をして、でも、それにかわる方法はあるんじゃないかと。というのは、町独自で臨時の講師を雇ってクラスを3つに分けると。実際、それが現実にされておりますし、そういうことが起きたら、そういう手段がありますので、これはやっぱり町民のアンケートをとれば、それは多数が祝い金をもらっているわけですから、多数の支持はもちろんそのとおりだと思うんです。

ただ、よその学校に行く子供たち、あるいは家庭の中にそれに納得が、気持ちよくそれが 受け取れないというのは問題だと思います。よその中学校に行かれた方の親御さんは何と言 われたかというと、「そういう形でするより、江北中学校のいろんな教育条件を充実すると いうふうにしたほうがいいんじゃないか」と言われました。だから、単にお金がもらえない からという話じゃないと思うんですよね。「江北町の学校の教育にとって、この3万円を効 果的に生かす方法のやり方がいいんじゃないか」というふうに言われました。私もなるほど ねと思いましたので、ただ、制度をこうやってつくられるなら、やっぱり格差はつくらない と、差別はしないと。

先ほど、よそに行く子供たちは裕福だというふうに町長言われたのは私は言い過ぎだろう と思うんですよね。これはちょっと訂正されたほうがいいと思います。残る方にも裕福な方 はおられると思いますから、だから、そういういろいろこじつけになりますので、この際も う全員に渡すというふうにしたらどうでしょうか。そういうふうに私は思いますけれども。

田中町長。

〇町長 (田中源一)

もう何回も言っているとおりでありまして、裕福という言い方は訂正をさせていただきた いと思いますけれども、それだけよその学校に行けば交通費から何からたくさん金がかかる ということで、私は江北中学校に行かれたほうがいいですよと言いたいわけですね。

そういう意味から、今回は前回の江北中学校卒業生卒業祝いという形ですので、他市町の学校に行っている人は他の学校で卒業祝いをもらわれているわけですから、そういう意味から、ぜひとも、しかし、江北中学校に行こうと思っても行けない特別支援学校の子供たちにはやはりやるべきだというふうに思いましたので、今回、特別支援学校の子供たちを追加しているということでございますので、その辺の御理解をお願いいたしたいと思います。

〇武富 久議長

8番古賀君。

〇古賀 戍議員

総務常任委員会に付託になるだろうとは思いますが、教育長は教育者としてこの問題をどうお考えになっておられるのか、江北町の教育長としてどう考えておられるのか、聞くのはやぼかなとは思いますが、町長に遠慮なく、教育者としてお話を聞かせていただければなと思います。教育長お願いします。

〇武富 久議長

赤坂教育長。

〇教育長(赤坂 章)

お答えをいたします。

これは町長が説明をされておりますように、定数との絡みがあります。私は非常に子供たちが心配であるところは、今、私たちが進めている少人数学級における効果的な、またきめ細やかな、そして子供たちと接して十分時間をとって先生方が教育を進めていくということからいきますと、目いっぱいの40人学級よりも、少ない学級でのほうを進めているわけですね。そういう中で、ぎりぎりのところでというよりも、本町、多いときには10名ぐらいの子供たちが中学校進学の折に出ておりますので、先ほどからお話になっているように、江北中学校はそう引けをとるような学校でもないし、先生たちも一生懸命になって魅力ある学校づくりを提唱し、子供たちの健全な育成に取り組んでいるわけですね。そういう点からいいま

すと、ぜひ残っていただきたいというような気持ちでいっぱいです。確かに柔軟に対応はできるわけです――いうふうになりましたけれども、それには先生たちがふえない限りは柔軟な対応も、先生たちの授業数がふえていくわけでございますので、決まった中での授業よりもプラスということは、今取り組んでいる多忙化の面も非常に先生方に負担をかけると。そういう点からいいますと、そういう解消に向かっている面がますます負担をかけるし、先生方の忙しさに拍車をかけるということでありますので、正規の先生をきちっと配置してやっていくことが大事ではないかと。講師を雇うことは、確かに1名認めていただきますといいわけですけど、それには町からのお金も随分かかります。1人雇うということになれば相当な額も要りますし、そういうことがないように、決まったルールの中でできればいいなと思っておりますので、外に行かれなくても、できるだけ江北中学校の教育の中で成長していただければ非常にありがたいなと思っております。

その程度でよろしいでしょうか。

〇武富 久議長

8番古賀君。

〇古賀 戍議員

田中町長も教育長も気持ちはわかりますけれども、教育長が、田中町長が定数の問題で考えておられると思いますけれども、時代の流れで、その程度のことで、どの程度江北中学校に残ると思いますか。幾らいろいろな施策をしても時代の流れ、高校の再編も白石と杵島がというようなことで流動的ですけれども、時代の流れで、我々の力ではそう簡単にとめられるものでもございません。教育長は教育者として定数にこだわっておられるような、今の答弁はそういう気がいたします。時代の流れです。どうとめることもできないんじゃなかろうか。どの程度江北町に残るのか、甚だ疑問であります。

以上で終わります。教育長、答弁はよございますけれども、田中町長、何か答弁できれば。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

先ほどまで何回も言ったとおりでありまして、本当に私は江北中学校に江北の子供たちが行っていただきたいという思いでいっぱいでありますので、その辺御理解いただきたいと思います。 (「はい、終わります。議長、委員会付託に……」と呼ぶ者あり)

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第57号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第58号

〇武富 久議長

日程第5. 議案第58号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使 用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

〇西原好文議員

ちょっと1点だけお伺いいたします。

22ページに、例の中の「第2条中「ステージ、」の次に「ホワイエ、」を加える。」ということで、ホワイエという言葉が新たに出ておりましたので、昨日、納富課長補佐のほうにお伺いしたら、ホワイエという文言だけが載っていなかったからという説明でしたけど、それに関連してちょっと町長のお考えをお聞きしたいなということで質問させていただきます。

ネイブルのホワイエにおいて物品販売、私がたまたま行ったときは女性服だったと思います。あのところに間仕切りをされて女性服の販売みたいなことをされておったので、性質上と言うぎいかんですけど、その施設の中でああいった物品販売が果たして大丈夫なのかなというような感じがいたしました。庁舎内でも階段の下で背広だとか靴だとか販売をされていますので、その感覚で大丈夫なのかなという気もしたんですけど、実際、町長の考えをひとつお尋ねいたします。

ネイブルの中でバザーなんかを開かれるのは、私は指定管理者が独自の努力をされておるので、ああいった催し物というのは構わんと思うんですけど、物品販売については私はどうかなという感じがしますので、私の意見としてはですね。その物品販売も、町の例えばTシャツだとか、ちょっとしたコーナーで販売されている分には構わんかもしれんとですけど、ほかの業者が入って、そこで物品を販売するというのはいかがなもんかなという感じがしますけど、町長の考えをぜひお願いいたします。

田中町長。

〇町長 (田中源一)

私も余りよく存じ上げておりませんので、その辺がどういうふうなものがあったのか、そういうものは教育委員会のほうでどういうふうに決められているのか、あそこでやっていいのといけないのと決まりがあると思いますので、その辺でどういうふうにされているのか、ちょっと私でははっきりよくわかりませんので、教育委員会で答弁をさせたいと思います。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

町長が今言われましたとおり、私のほうでも事実を確認しておりませんので、きちんと調査をした上で、方針等については後日説明をいたします。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

もう1つ、これ前も私言ったような記憶があるんですけど、2階の研修室においても違法 販売じゃないですけど、介入販売みたいなことがなされておった経過があったので、そのと きに私注意した経緯があると思います。やっぱり公共施設ですので、そういった許可を出す ときのチェックをぜひお願いしたいということで、ちょっとこれは答弁は要りません。

〇武富 久議長

ほかに。5番池田君。

〇池田和幸議員

58号ですけれども、前回、全協のときにも若干お聞きはしたんですけれども、もう一度議場の中で確認をしたいと思います。

今回、使用料が上がるということで、これに関して募集を9月1日に公表されて、募集要綱が9月16日から30日まで配布をされています。この中に使用料の改正が表示されたのか、まずひとつお願いします。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

池田議員の質問にお答えします。

使用料の時間の設定についてはきちんとした表示をしておりませんが、収入の分の駐車場収入の枠のところについては、今までの過去の実績、さらに、今まで契約していた金額等を含めて、その減る分についても減額した形で設定をしております。そういうことから、使用料については、時間帯についてはきちんとした表示はしておりませんけど、仕様書の中の想定される金額については減額をした形で表示しておりました。

〇武富 久議長

5番池田君。

〇池田和幸議員

今、納富課長補佐からの答弁ですけれども、全協のときは、使用料をちゃんと改正するということを表示してあると聞いたんですよね。だから、それでちょっと私も全協のときに質問をしたんですけど、それを今言われると、また違うんじゃないかなと思いますけど、どうですかね。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

池田議員にお答えしますけれども、全協のときには説明の仕方がちょっと悪かったかもしれませんけれども、納富課長補佐が言うように、改正は含んだところで使用料の計算をしているということで、(発言する者あり)現場説明では話をしているということです。それで、中身的にははっきり30分が1時間とか、そういうふうなことは書いていないですけれども、そのことについては、現場説明の中にそういうふうなことも話もしてあるし、実際そのことについては料金を設定する、要するに町で設定をする中に含めてしているということであります。それで、いろいろ私も条例が出なくて、指定管理のほうで先にしていいかということで県等にも聞きました。指定管理については平成15年からあるわけでございますけれども、1回目、2回目、今度は3回目の改正ということですけれども、うちのほうからも県の市町村課に行っている職員がおりまして、その中で、市町村課のほうに聞きましたけれども、こういうふうな事例は余りないと、ないというですか、ちょっとわからないと、はっきりしなかったんですね。それで、県の職員課というところで、指定管理についてはそこで受け付け

ているというふうなことで聞いたところ、前までどっちが先にというふうな明確な決まりはないということだそうです。そして実際、ここの議会で議決をしていただきましたら、来年の3月に指定管理を契約するわけですけれども、予算的にも平成27年度の当初予算もまだ策定もしていませんし、今から審議するわけでございますので、あくまでも予定ということで入れておりまして、要するに、その辺の変更があれば、また指定管理が決まったところの中で、その内容については今後協議をしていくということになっておるというふうなことでございますので、その辺が非常に説明がしにくい部分はありますけれども、そういうふうにお互いに指定管理者と町が協力関係にあって、いろんなことについては話しながら進めていくというのが基本だということでお聞きをしたところでございます。

以上です。

〇武富 久議長

5番池田君。

〇池田和幸議員

今の説明はわかりました。

ただ、私が言いたいのは、全協のときにも話をしましたけれども、あくまでも条例改正ですので、条例改正を先もってそういう募集関係に上げてあるとなれば、やはり議会を無視した条例改正やなということを言いたいわけですよね。だから、そういうことで、30分上げることを収入に含め、収入関係で操作されるようであれば、そういう説明を最初からしていただければ私もこういうふうに思いはしませんでしたけれども、やはりあくまでも、これはたまたまふれあい交流センターですけれども、物産館は来年のために今回上げてあるわけですよね。そういうことをやはり前もってやるような形に執行部のほうもしていただきたいと思います。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

今、議員が言われましたように、議員の方にも先にわかる部分はそういうふうな説明をするべきだったと思っております。今後そのようにできるものについては前もってしていきたいと思っています。

ただ、いろいろ指定の協定書をつくるときに、前回は5時間を3時間にしたりとかせにや

いかんとか、そして住民の方が使い勝手のいいように、駐車料金の無料を30分を1時間にしたらいいかなという人もいっぱいおられたというようなことで、急にじゃないですけれども、協定書をつくるときになったものですから、条例の議決を受ける前に指定管理のお願いをしたというふうなことでございます。そういうふうなことでございますので、そういうふうに初めからわかっている分については前もって協議をしたりとか、条例等を先に出すとかいうことで今後はするようにいたします。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

前、全協のときに指定管理者選定に関する資料というのをもらいました。採点の結果、一 覧表というのもいただきました。詳細な資料をありがとうございます。

この中で、最後のページで、採点結果一覧の中にいろんな項目があります。この中に管理に係る経費の縮減で、いわゆる公募をかけるときに予定価格みたいなのを出されるわけですね。そのときに各社が経費を出してくるわけです。実際は、みもざさんが総合的には点数が上回ったということですが、ただ、経費を見れば、もう一方のコトブキさんが108万円安かったんですよね。この辺の維持管理費、いわゆる請負額に対して審査のウエートがどのくらいであったのか。これは税金でありますので、この辺は十分に議論されたかとは思うんですけど、108万円の差をひっくり返すような、このウエートがどのくらいあったのかというのをお聞きします。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

選定委員会の会議の中に私も入っておりました。この金額の評価については、どちらも当初町が表示しておりました額よりも安く持ってきてあることは当然でございます。金額的に会議の中で話があったのは、5%を超えておればもう1点上げましょうかということでした。要するに、当初の経費に対しての値引きの割合が、みもざさんのほうが1.85%、コトブキさんのほうが4.91%でした。5%を超えておればもう1点加点を加えましょうということでしたので、評価の値としては、そのように選定委員会の中で協議をされて出された点数でございます。

3番井上君。

〇井上敏文議員

この審査の内容について、厳正な審査をされたと思いますので、いろいろと言うことはありませんが、ただ、この配点のあり方について、請負額というのは町にとって重要なことだと思うんですね。その割には評点が低いんじゃないかなと、加点をした点数が低いんじゃないかなという気はしました。委員会の中でこの辺を重視するというふうなことは出なかったんですか。私の経験上、プロポーザルでしたりはあります。やはり金額は契約する額でありますので大変重要であります。だから、内容と金額、大体同等の扱いのような形をして審査するケースが多かったように思いますけど、今回、この点数が低いというのは、どんな形でそういうふうになったのか、お伺いします。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

これは委員会の中で決められたことで、この辺の点数のつけ方については、金額が100万円程度下がったということですけれども、一応自治行政局から「指定管理者の運用について」ということで指導があっております。その中で、「指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、ただ単なる価格競争による入札とは異なるものである」というふうなことで、内容的に比べたときに、金額面が低いやつと住民サービスのどちらがいいのかと。その辺のことを含めて審査していただいた結果が、若干の差でみもざさんが選定されたということでございますので、この辺のことについては、選定委員さんがどのくらいの金額がというふうなことで、初め点数を決められてから、あとの項目を入れられて、合計点数でみもざさんが上回ったというふうなことでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

〇武富 久議長

8番古賀君。

〇古賀 戍議員

まず、議会軽視も甚だしい。選定委員会で決定したものを議員が何言いよるか、通せばいいんじゃないかと。これは当初、私も5年前か3年前かな、これ若干各議員がいろいろ不透

明なところがあるもんだから、だけど、そのときは一応町長が一生懸命説得し、議会も通したわけですが、今回は何か知らんが、選定委員も5人から7人にふやしたと。そして執行部の2人は減らしたとか、そういう努力をしたとか、そのとき私は選定委員の名簿を出せと言ったんですけど、今回も透明性がないですが、選定委員の名簿も出されない。それで議会を通せなんて言ったって、議会軽視も甚だしい。選定委員会で決まっておったって、議会を通らなければ、これは条例改正できないわけでございます。

私は議運の副委員長ですが、議運のときに、スムーズにいかなきゃいけないという気持ちもありましたけれども、議運でいろいろな議論がなされました。透明性がない、あるいは議会軽視じゃないか、そういういろいろなところで議運の委員長が苦労して、全協で執行部の説明を求めたわけですね。それで、現在に来ているわけですが、幾ら議運で話されても、あるいは全協で話しても記録は残らないわけですね。やはり本会議でいろいろな質問をして議事録に残るわけですね。そういうことで、議運のときはけんけんごうごういろいろな議論が出ました。それから、全協のときも出ました。だけど、議事録は残っていないから、私は、本会議の総括でしか議事録は残らないから、同僚の議論もいろいろ聞きながら、執行部の説明も聞きながら、ですけれども、やはり簡単には、当初言いました議会軽視も甚だしい。

それで、議運のときも言いましたが、一般公募のときに……

〇武富 久議長

古賀議員。

〇古賀 戍議員

この内容をしっかり入れたかどうかということで今回の条例改正、おかしいじゃないかと。 議長が焦っているようですが、そういうことで、委員会付託にならなければ困りますので、 そういうことをちょっと申し述べ、議会軽視ではないかというようなことを副町長、説明が できれば。それだけ、一言。

〇武富 久議長

ちょっといいですか。今は条例改正ですので、61号、指定管理者の指定についてでそうい う論議をしていただきたいと思います。(発言する者あり)山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

今、古賀議員言われましたように、議会軽視じゃないかということでございますけれども、 先ほども申しましたように、この辺のことについては県のほうでも確認をしましたところ、 そこまでのことはないと。そこまで明確に議会軽視ということではないと。私たちも議会を 無視したつもりもありません。町民のためと思ってしたわけでございますので、その辺は御 理解をいただきたいと思っております。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

条例の改定について少しわからないところがありますのでお聞きしますけれども、今回の条例の一部改正というのは、駐車場の「30分」を「1時間」に改めるということと、それと、この間の例会での説明の中で、私が正確にちょっと捉えていないのでお聞きしますけれども、駐車場の利用料金の免除負担に関することを廃止したという話がありましたけれども、この時間の「30分」から「1時間」と、駐車場の利用料金の免除負担に関することを廃止したと、これも一緒に入っているんですかね。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

土渕議員の質問にお答えします。

「30分」から「1時間」の分と免除の規定の分というのは別々のものであります。免除の 規定については、前回のときに、町または町が協賛する団体等については2分の1を町が負 担しますよという規定をつけておりました。その2分の1の規定を今回は適用しないという ことで変えたということです。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

ただ、ここの文章の中にはそれは書いてありませんね。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

書いておりません。条例上は駐車場のみの今回の変更で、その負担をするというのは、前回の協定のときに減免した分を、半分は町のほうが負担しますということを書いていたとい

うことです。だから、契約というか、協定の中の仕様の中に減免した分の半分は町のほうが 負担しますよということを明記していたということであって、条例上は基本的には免除の規 定を採用しておりますので、基本的には免除、免除になった分を半分負担しますよというの がついていたというふうに理解してください。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

ちょっと今の説明でもよくわからないんですけれども、これまでの条例にこれ書いてあるかどうか、私も確かめていないんですけれども、この間の説明資料の中に、「駐車場の使用料金のうち、江北町主催または共催の事業、図書コーナー利用者、保健センター利用者、体育協会主催の各区大会、学校及びPTA共催の大会のほか、町長が認めるときは無料とする。」と、これが今までの条文だったということですか。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

そうでございます。町長が認めるときは免除しますよという規定で条文に書いてあります。

〇武富 久議長

いいですか。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

今、私が読んだところは、これまではそうだったということですかね。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

結局、免除をしておりますので、免除した分についてを負担するということですので、基本的には免除をしておるということです。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

いや、これまではそうだったということで、これからは、これはなくなるというふうに理

解をすべきものかどうかを聞いていますけど。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

使用料条例と指定管理の指定をするところの内訳とごちゃごちゃになっているように聞こえますけれども、実際、指定管理料には無料にした分の2分の1については、町民のためということで無料にしたんですけれども、指定管理者には逆に収入が入ってこないというふうなことでございましたので、指定管理料以外に町から半分は負担をしましょうということでしておりました。ただ、今回からはその分を無料にする。無料にした分についてはやりませんよということで現場説明等でも話をしていますし、それに基づいた指定管理料の算定をしているというふうなことで、業者の方からは算定してもらっていますので、その分が減った分については、指定管理を申請された人にはわかっておられることでありまして、実際、指定管理を受ける人が損はないと、今までの収入に対してというですか、考え方に対しては何ら変わりはないということで思っていただければと思います。

〇武富 久議長

7番十渕君。

〇土渕茂勝議員

その思っていただきたいというのがよくわからないのでですね。というのは、駐車料金は 基本的には有料ですよね、使った場合はですね。だから、駐車料金は指定管理料の中にはこれまで入っていなかったということですかね。

〇武富 久議長

納富君、条例ではなく運用の問題やろうもん。指定管理者と、そこんたいばぴしゃっと言 わんぎ。一緒くたにしてあるけんが。納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

駐車料金も指定管理料の中に含まれております。収入の財源として入っております。あとは、町長が定めるときというような運用の問題であって、町の事業等については取っておりませんということです。(発言する者あり)

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

別のあれだという話ですけど、私は条例の中で今聞いておりますので、この条例の中には 免除規定というのはこれまであったということですよね。今度はそれはなくなるということ でしょう。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

免除は、その辺は変わりません。何ら変わっていません。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

今の副町長の答弁でいいですか。免除規定は残っているということですね。そしたら、先ほど私が「駐車場の使用料金のうち」という文章を読んだですね。それは残っているということでいいんですね。免除規定としてこれが文書としてありますから、これは残っているということですか。ただ、免除規定という言葉だけが残っているのかですね。ちょっとそのあたりを正確に答弁をお願いしたいと思います。(発言する者あり)

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

土渕議員のどこのところを言いよるか、私もちょっとはっきりわからんとですけれども、 要するに、どのページのどこのところを言っておられるのか、ちょっとわからんとですけど。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

条例改定ですよね。だから、「30分」を「1時間」にするというのはわかるんですけれども、それと、免除規定があったのはどうなるのかということを私はさっきから質問しているんですね。条例規定というのは、この間、委員例会のときにもらったと言ったほうがいいですかね、全員協議会だったですかね、もらった資料の中に、これは一番上のところに、募集要領及び管理者業務仕様の変更という中に、「駐車場の使用料金のうち」という形で先ほど

読み上げた文章があります。これが私は免除規定だろうという理解をして質問しているんですけれども、そのもうちょっと下に「利用料金の免除負担に関することを廃止した」と書いてありますね。これで私は免除規定はなくなったんじゃないかというふうに理解をしたわけですね。だから、「利用料金の免除負担に関することを廃止した」と。その下の文章は、交流センター及び保健センターの使用料に関する条例第4条、「使用料の減免に基づき、町が認める利用料金の減免を行った免除実績の50%を各年度末に指定管理料とは別に支払う」と、こういう文章を書いてありますよね。だから、先ほど私が質問したのは、指定管理料と駐車場の利用料金は別になっているのかなという理解をしたわけですね。この文章で改めて聞きますけれども、免除規定は別になくなっていないと。ただ、50%というのはなくなったということなのか、そのあたりちょっと正確にお願いしたいと思います。

〇武富 久議長

条例とチャンポンしてあるごたるけんさ、そこんたいばちょっと。今のとは条例じゃなかけんね。山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

今、土渕議員が言われているのは、指定管理の内容的に前回と今回変わったものを入れているわけでございまして、条例のことをここに書いているわけじゃないわけですよね。条例のことを書いているわけじゃないんですよ。ですから、先ほど2分の1と言われているのは、それは指定管理の中で無料にした分について補助をしましょうということを言ったことでありまして、このことについて、条例とは関係はないわけではないんですけれども、条例に基づいてしているわけでございますけれども、これはあくまでも指定管理料の前回との比較表でございますので、その辺は条例とこっちは違えて考えていただきたいと思います。

〇武富 久議長

わかったですか。いいですか。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

結局、免除規定はなくなっていないという理解でいいですね。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

免除規定はなくなっているということでございません。あります。

8番古賀君。

〇古賀 戍議員

この提案理由の中で、「利用者の利便性の向上と多様化するニーズに対応するため」、私 ちょっとよくわかりませんけれども、もう少し説明していただければと思います。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

ここに書かれているとおりでありまして、やはり利用する人も30分より1時間のほうが便利だと。30分ではばたばたして帰らなくてはいけないので、1時間にしてもらいたいというニーズがあったと。そういうことで町民の利便性を図るために、今回、「30分」から「1時間」に改正をするということでございます。

〇武富 久議長

8番古賀君。

〇古賀 戍議員

そういう答弁かと思いますが、私は単位の老人会長を長年やっておりますが、福祉大会や ら演芸大会等々老人クラブが使うことがたびたびありますが、無料にできないかと。老連の 会長さんやあっちこっちの会長さんからその話が出て、どっちみち「30分」を「1時間」な んて言わなくて、無料にできないかというような話も随分ございました。しかし、指定管理 ですからね、町長もそう簡単にはできないんじゃないんですかということを私はほかの会長 さんにもよく説明しますが、今の利用者の利便性の向上とニーズ、わからんではございませ んけれども、やはり福祉大会、あるいは演芸大会、もちろんいろいろな問題がありまして、 福祉大会のときは無料になっていますが、あれを上げたり下げたり必ずしなきゃいけないん ですね。カードを入れて、非常に不便を感じる。そういうことで、これ利用者の利便性、あ るいはニーズだと言えるのかどうかもちょっと、我々老人クラブから言わせれば、非常にこ の辺は異議があるところでございますけれども、「30分」を「1時間」にしたというのは、 この条例としてはいいことかなと。しかし、無料にはできないんですか。町長、答弁をお願 いします。

田中町長。

〇町長 (田中源一)

何時間たっても何日おっても無料という形になれば、駅に近いわけでして、そしてまた、 町内の一番便利なところにあるわけでして、多くの方々が違法駐車といいますか、何日もと められるというようなことが出てくると思います。そうすると、いざ何か町の大会をやると きにはとめる場所が少なくなるというふうなことがありますので、やはり町のいろいろな大 会には、もちろん老人会のときには無料にしておりますので、そういう形で御理解をお願い いたしたいと思っております。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第59号

〇武富 久議長

日程第6. 議案第59号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第60号

日程第7. 議案第60号 江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例についてを 議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

〇西原好文議員

26ページでちょっとお伺いいたします。

産業課長からもろもろ説明を受けたんですけど、別表中の「42万円」から「619万6千円」ということで、いろんな経費等を大体算定の段階でもとに戻したというふうなことでしたけど、一番当初この金額が出たときに、本当にこの金額でいいのかというふうなとき、前の課長さんのことを言っちゃいけんとですけど、ゆうきの里の方々が借りられるもんでというふうなことで私ども承諾した経緯があるとですけど、今回、中身を見直したところでの金額をはじかれたと思うんですけど、このスタートになるあれは、かかっている経費とか、例えば電気代だとかなんとか、いろんなことを全部プラスされてのことだと思うんですけど、今後の契約はこれがスタートになると考えてよろしいでしょうか。課長お願いいたします。

〇武富 久議長

川久保産業課長。

〇産業課長 (川久保義文)

西原議員のおっしゃるとおりでございます。これから新たにスタートをしていくというふうなことで御理解を願いたいと思います。(「600万円ですね」と呼ぶ者あり)はい。

〇武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第60号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第61号

日程第8. 議案第61号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

〇西原好文議員

先ほど以来、使用料というか、駐車料金のことについていろいろ出ておりましたけど、私はこの61号で聞かんばかなと思って、ちょっと町長にお尋ねなんですけど、私どもが開催している杵島郡の青少年育成の剣道大会、これ今7年に1回か6年に1回、回ってきよります。前回、ネイブルを使用させてもらったときには、該当しないということで駐車料金をちゃんと払った経緯があります。ことしは、来年の2月のことなので中学校を予約しております。この文章を見ておったら、町が主催または共催の事業となっておりますけど、あれは回し回しで、その年は町が主催になるわけですよ。杵島郡の青少年のですけどね。ほかの町もそうなんですね。回し回しで主催になってしまうものですから、ここら辺に該当しないと言われた経緯が、回し回しでしよるとばいとネイブルのほうに言った経緯があるとですけど、そのときは全然だめですというようなことで蹴られたんですけど、そういった事業というか、大会は、この文章でいったら該当しないんですかね。町長どうでしょうか。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

前のことはよくわかりませんけれども、私は該当すると思います。無料にしていいと思います。

〇武富 久議長

ほかに。1番田中君。

〇田中宏之議員

先ほど2番議員の方からも質問があっていましたけど、この前、全協のときに資料をいただきました。選定の採点の方法ですかね。私も経営に対する経費の削減点数の加点が少ないなと思って感じていました。というのが、今回、委託料の上限が389万5千円ほど減っていますね。町としては経費をなるだけ落として指定管理に出したいという気持ちが含まれていると思っています。

そんな中で、これだけの差があるのに、管理に対する経費があるのに、この加点が1点か

2点ぐらいですよね。ほかの配点は大体10点満点でやっているわけでしょうが。その辺の選定のつくり方、配点の仕方、その辺は町としては関与しておるですか。どういうふうでこういうふうになったのかですよ。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

配点の方法については、町のほうで規定をつくって選定委員会の会議の中で承認というか、こういうやり方でやりますよということでスタートをしております。その配点についても必ずしも金額で決まるものではない。しかし、管理運営についてはきちんとしてもらわなければいけないというようなことから、金額的にも当然配慮ある査定をしていきますけれども、その考え方については、会議の中で決定をしてもらうようにしたということです。だから、最初の段階から縮減率については検討しますよということは表示をしておりました。しかし、減額の金額がどの程度なのかということで、町の事務局の中での考え方、または選定委員さんの考え方がございますので、その中で決定をしていただいたということです。採点については、一般の1点から10点までの配点されている項目が採点された後に全部引き上げた上で、今回の評価について、金額について協議をしましょうということで協議をされたのが結果でございます。

〇武富 久議長

1番田中君。

〇田中宏之議員

先ほど課長補佐は5%以上だったらもう1点加点ができていたとか言っていましたね。合計点を見ますと3点以内なんですよね、これ最終的に点数の差が。そしたら、先ほど言われました5%以上だったら3点とか、10%以上だったら6点とか、そういうふうな基準は決まっておるとですか。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

それは決定されておりませんでした。委員会の中で決められたことでございます。

1番田中君。

〇田中宏之議員

そしたら、最後に縮減率加点を入れたということになるわけですか。これが 5 点とか差がついておったら、ひっくり返った可能性もあったということですよね。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

はい、そのとおりでございます。縮減率のところがもっと加点がされれば逆転していたことも考えられます。

〇武富 久議長

ほかに。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

先ほどの駐車料金のことについて、ここで聞いていいでしょう。

〇武富 久議長

どうぞ。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

正確に理解したいので、もう一度同じことを言うようですけど、聞きますけれども、例会での資料をちょっと参考にしながらもう一度聞きますけど、確認ですけれども、募集要領及び管理者業務仕様の変更という中に、「駐車場の使用料金のうち、江北町主催または共催の事業、図書コーナー利用者、保健センター利用者、体育協会主催の各区対抗大会、学校及びPTA共催の大会のほか、町長が認めるときは無料とする」と、これは生きているという理解でいいですかね。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

その件については生きております。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

そこで、今回、業務仕様で変わったのが、その下の「利用料金の減免を行った免除実績の 50%を各年度末に指定管理料とは別に支払う」と、これは駐車料金のことだと思いますけれ ども、そういう理解でいいですか。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

駐車料金と各部屋の使用料も含まれております。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

そしたら、先ほど聞いた中で、指定管理料の中にこの駐車場の使用料についても入っているということだったですね。そういうことになりますと、実績に基づいた免除実績による50%というのはなくなるわけですよね。その分が減ることによって、減ることによってというよりも、それはなぜそういうふうにしたのかというのをまず聞きましょうかね。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

無料にしたのは、町民の方が公共の用に供するものとかについては無料ということでいいだろうということでしたんですけれども、この指定管理については、何回も言うようでございますけれども、支出ですね、経費に対して収入が幾らあるかということで、その差し引きの分を指定管理料としてやっているわけですね。ですから、その辺の町の考え方の中で、町民の方に使いやすい、ある程度サービスを含ませたら収入は減ってくるわけですね。減ってきた分については、指定管理の中でその分がふえていくというふうなことで、指定管理をされる方については、その辺は差し引き所得といいますか、その分については変わらないということでございます。ですから、前回とはその辺、1回目、2回目、3回目となって、いろんな町民の方からの要望等があったものについて、それを加味して住民に使いやすいものということでいろんなことをしたということでございまして、先ほど言いますように、2分の1減免というですかね、町が負担をしますよということでしていたんですけれども、その分も含めて、今回は今までのネイブルさんの実績等を見ながら、それはしなくても、全体の中

でできるということで、1本の計算というですか、経費引くの収入は指定管理料というふうなことで、それに対して金額を提示して、その金額に対して3者で競争してもらったと。そして、出た金額がここに3,500万円ぐらいですか、それが出ているということでございます。以上です。

〇武富 久議長

わかりましたか。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

それで、前回の委託料の上限と今回の上限で380万円ほど減になります。そのことで私がちょっと気がかりなのは、そこで働いている方の給与体系については、恐らくここで言う必要はないと思うんですけど、町の職員と比べて水準は低いと思いますけれども、そのあたりのいわゆる向上という問題について、そういうことの必要もあるんじゃないかと。町としてもそのあたりは気配りが必要だろうと思うんですけれども、今回、町職員の給与の若干の引き上げというのが出てきました。これはいいことだと思います。そういうのと関連して、そこで働く人たちの待遇ですね、そういうことも配慮しなきゃいかんと思いますけど、そのあたりは把握されていますか。

また、380万円の減というのが、そういうことでの障害にならないのかと。私から言わせると、減らさなくてもいいんじゃないかと。むしろこれだけのお金の余裕があるなら、その分をそういう職員の待遇改善に使ってもらうという趣旨のことを働きかけるというんでしょうかね、アドバイスするとか、そういう方法がひとつ必要じゃないかと思いますけど、そのあたりはどう考えておられますか。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

私のほうから、今回、指定管理料が減っておりますけれども、その減った理由は、その下に書いてあります図書管理システムや駐車場の遮断機のリース、こういうふうなものが終わったと。だから、440万円は減ったと、もう払わなくていいと、そういうことから、実績に応じて、今回、減額をしてやっているわけです。

だから、今回、減ったからといって職員の手当が減るということはまずありません。恐ら く幾らかは上積みをしていただけるんじゃないかと。やっぱり何年も働いていれば少しずつ は上積みをしていただいていると思っておりますので、その辺は今後も町としてもどのくらい払われているのか、これは民間がほかにも雇っていらっしゃいますので、この会社だけじゃなくて、そういうものを含めて、どういうふうに今決められて払われているのか、よくはわかりませんけれども、その辺は幾らかでもアップをしていただけるような形は、今後も町が言える分については言っていきたいと思っているところでございます。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

この指定管理で働く人たちに限らず、町内の、ここで指定管理の話ですけれども、そういう人たちの待遇改善というんでしょうか、そのあたりは把握をして、そう突っ込んではできないと思いますけれども、話はできると思いますので、改善がされるような方向で指定管理料も考えていくというふうに対応をしていただきたいというふうに思っております。

〇武富 久議長

答弁いいですか。 (「いや、ちょっと答弁」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

その辺は、指定管理をしていく上において指定管理者がやっぱりやっていかれることだろうと思いますけれども、余りにも極端なところがあれば、それは改善をするようにさせていきたいと思っているところでございます。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

ちょっと2点ほどお伺いいたします。

先日もらった資料の中での指定管理予定候補者選定委員会の設置要綱の変更ということで、 選定委員の内部委員を4名から2名、これは副町長と教育長が出られて、外部委員を2名か ら5名というふうなことで7名されております。やめられたというか、かわられた理由とい うか、それがわかればお願いいたします。

その委員の中に、実際、施設をいつも使われている委員は1名でもいらっしゃるのか、そ

こら辺をお願いいたします。

それと、採点の結果の一覧の中の内容でちょっと質問いたします。

(1)の②、これは利用者のトラブルの未然防止の対策とか、利用者等の要望、意見とか、 サービス全般についてというようなことで、これはやっぱり指定管理をしている方がそう いった計画をつくるときに有利な分かなというふうな感じがいたします。

それともう1点、後半に至ってはコトブキさんのほうが点数が高いんですけど、私は、新たなサービスの展開に向けた提案等があるかというのは、(2)の「公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。」という欄に入ってくるんじゃないかなというふうな感じがするんですけど、ここら辺で、実際、指定管理をされている方と新たに指定管理を希望されて応募されている方というとの、やっぱりスタート時点でのこういったトラブルの未然防止というのは、トラブルがどういったものがありましたよというふうなことの前提でつくられると思うんですよね。それとか、利用者等の要望とか意見というのは、利用者が職員さんたちに、ここら辺はこがんしたほうがようなかねとか言われるようなことで、やっぱり指定管理をされている方が有利な文言がなっておるもんですから、そこら辺の検討をする上で、副町長と教育長が今回委員の中から出ておられますけど、出られた経過と、審査項目の内容についての検討はできないものか、その2点をお願いいたします。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

西原議員の質問にお答えいたします。

選定委員がかわった理由につきましては、私も大隈さんとも三夜待の仲間でありますし、 峰組さんとも家族が出ている関係もありまして、いろいろ詮索をされる状況の中で、選定委 員になるのは不向きだということで、どうしてもやっぱりいろんなことを言われますので、 外部の方を主にしたほうがいいんじゃないかというふうなことから、私と教育長とかわって、 ほかの外部の方をふやしたと。そして、今までは全体に対して平均点ということであったん ですけれども、今度は一番上と一番下の点数をつけた項目については外して、真ん中を選定 した人の平均点で出しております。そういうふうなことで、前回よりも非常にばらつきのな い点数といいますか、いったかと思います。

それと、最後の質問ですけれども、最初にとっていた方が、後から新たに申請された人よ

りもいいんじゃないかということでございますけれども、選定基準は、これは条例事項でございまして、条例に沿った内容についてしているものですから、当然初めにとっていた人が有利なことはわかっておりますけれども、あくまでもそれについては条例事項ということで、この辺は十分理解した上で申し込まれていると思っておりますので、この辺は、この内容を変えるということは、条例を変えるということになりますので、これはこのままでいきたいと。ただ、審査の人数とかなんとかは、今までよりまたかわったほうがいいということであればかえることもできましょうけれども、条例に関しては、条例に沿った算定をしてもらったということで、何ら問題はないと思っているところでございます。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

副町長の自分の気持ちでのかれたというのはわかるんですけど、町長に最終的には結果を 出すわけですよね。やっぱり行政サイドの長である副町長が委員から抜けるというのは私は どうかなという感じがいたします。そこはやっぱり自分の考えとして、そういった不正はせ んというふうな考えをお持ちでしたら、わざわざのく必要はないと思うとですよね。たとえ 三夜待が一緒だろうが、峰さんのところの息子が出よろうがですね。

この委員さんというのは、次回のときはまた副町長がなるというあれはできるとですか。 一回出たら、そのまま副町長は入れんというふうなことじゃないわけでしょう。今回の選定 委員のメンバーに加わらなかったという、教育長もそうですけど、そこら辺は町長どうで しょうか。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

私のほうでわかる分についてお答えをいたしたいと思います。

今回の選定に当たって、教育委員会のほうで全部検討していただきました。選定委員の氏名、氏名は私は出してはいいと思うんですよね。何も秘密ではありませんし、選定委員が7名おりますけれども、それは出してはいいと思います。

そういう中で、教育委員会でこういうふうにして副町長と教育長を排して、課長が2人 残って、外部委員を5名にするというようなことは、私が何も指示したものでもなくて、教 育委員会で全部検討された中を持ってきたもんですから、ああ、それはそれでいいですよと。 それで、この人をしたいと思いますのでと言われて、ああ、それはそれでいいですよと。私 から何も誰をというふうなことも言ってもおりませんし、この内容等についても全く私は知 らないわけですね。教育委員会の中で全部検討していただいて、最終的な結果がこうなりま したということで委員長の本村先生のほうから報告を受けたというだけであって、全く選定 の内容というのは、私は教育委員会に任せたというところでございますので、その辺は御理 解をいただきたいと思いますし、名簿を出せと言われれば、私は出していいと思います。 7 人のうち1人は欠席されましたけれども、出していいと私は思っているところでございます。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

もう1点ちょっと質問しておったのが回答があっておりませんので、ここの施設を利用されている方の委員はいらっしゃいますかというふうなことで、お願いいたします。 (「名簿を出せばわかると思います」と呼ぶ者あり) いやいや、名簿を出せとは言いよらんです。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

実際、利用されている方、そのクラブの代表の方に2名入っていただいております。 (「はい、了解です」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第61号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第62号

日程第9. 議案第62号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

〇西原好文議員

1点だけ町長にお尋ねします。

指定管理者の名称のところで、代表者が会長、田中源一、これは町長が前、社協の代表でしたから、私がなって、これもおかしかとですけどというふうなことで、検討はされたものなのか。指定管理に出されるときに、町長である田中源一という名で、社協の代表者だからというふうなことで、町長もそのときは、おいの名前ば出すとはちょっとまずかじゃなかですけど、今後、検討しますというふうな言葉で言われた経緯があるとですけど、そこら辺検討があったものなのか、その点お願いいたします。

〇武富 久議長

北島福祉課長。

〇福祉課長(北島 博)

ただいまの御質問ですけれども、今回、議案として指定管理者の指定について提案しておりますけれども、これはあくまでも社会福祉協議会の代表者ということで田中町長が上がっておりますけれども、実際、基本協定、単年度の協定を結ぶ場合は副理事の武富議長の名前で協定を交わすような形になっております。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

やっぱり指定管理をされる意味でも、あそこのセンター長あたりに運営をしてもらうわけですから、そういったことはできないものか。そこら辺がちょっと、前、町長が出たときも、そういったセンター長あたりの名で指定を受けるのが筋じゃないやろうかというふうなことで案が出たような気がするんですけど、そのときは町長の意見として、我が名前の出るとはちょっとおかしかですもんねというふうなことやったもんですから、そこら辺の検討というか、町長がだめだから副理事じゃなくて、老人福祉センターを運営されているのは今、大串さんだと思うんですけど、そういった方の名前で指定管理としてできないものか、そこら辺

ちょっとお尋ねいたします。

〇武富 久議長

北島福祉課長。

〇福祉課長(北島 博)

あくまでも今回指定を行うのが社会福祉法人の江北町社会福祉協議会に対してですので、 大串さんはあくまでも社会福祉協議会の事務局長ですので、法人の代表者ではありません。 あくまでも社会福祉法人と協定を結ぶ場合はその代表者である。ただ、今回、代表者が江北 町長と同じですので、協定を結ぶ場合、第2の代理者ということで、副理事長の武富久議長 で契約を交わしております。(「はい、了解しました」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

ちょっと1点だけお伺いしますけれども、この提案理由の中の、今回、指定管理に関して、公募によらない指定管理者となっています。その中で、一応社会福祉協議会が指定管理に上げてありますけれども、私が聞きたいのは、こういった公の施設に係る指定管理者について、先ほど来ふれあい交流センターにしても、物産館にしても、民間の方もこういった指定管理に応募されている中で、こういった社会福祉協議会あたりは特別枠なのか、地元の社会福祉関係に貢献されている関係上、こういった公募に対して指定管理をしないという考えなのか、規定的にどういった考えなのか、そこら辺よかったら教えてください。

〇武富 久議長

北島福祉課長。

〇福祉課長(北島 博)

提案理由の中でも申し上げておりますように、江北町の公の施設に係る指定管理者の指定 手続に関する条例第5条の中に、5条をちょっと読み上げますと、「町長は、次の各号のい ずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している 法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補として選定することができる。」 と。この中の江北町社会福祉協議会は公共的団体になりますので、それと、提案理由の中で も申し上げましたように、社会福祉協議会がしている事業と老人福祉センターの設置目的と いうのが合致した事業をされておりますので、それと、あと社会福祉協議会に対しては町の ほうからも公益法人ということで運営費の補助とかもしております。それで、運営費の補助というのは主に人件費になりますけれども、そういった人件費も老人福祉センターを指定管理にした場合に必要なくなってくるわけです。それが第三者になれば、当然運営するためには人件費等がかかりますので、金額が大幅に上がってくる可能性が高いと思っております。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

運営費に係る補助をしているとか言われていましたけれども、私はそういったことを言われるんだったら、商工会議所あたりもそうじゃなかですか。町から補助をされておるでしょうが。そういった中で、もし商工会議所さんが、うちも社会福祉に乗り出したかて言われるんだったら、そういったことも条件的にあるんですが、条文の第5条の中に、指定管理者は公募によらないという規定はありますけれども、今言われた補助的なものを考えれば、町も商工会議所あたりに補助をされている中で、あそこの商工会議所あたりも公の法人ですよね。そういった中で、もし手を挙げられた場合はどういったあれなのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

先ほど課長のほうからいろいろ答弁をいたしましたけれども、それと重複すると思いますけれども、この老人福祉センターを、もし商工会が手を挙げて私にさせてくださいというふうに言われたときも、商工会の今のスタッフを見ても、それでできるようなスタッフでもありませんし、そういうことを考え、そしてまた、これまでの社会福祉に対する社協の貢献といいますか、頑張っていただいている職員さんたちを考えたときに、やはり一番いいのは社会福祉協議会に委託をすることと、指定管理をすることというふうに私は落ちつくと思います。もしほかの方も手を挙げようとされても、恐らくなかなかできにくいと思っているところでございます。

〇武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号は常任委員会に付託することに決しました。 ここでしばらく休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

〇武富 久議長

再開いたします。

日程第10 議案第63号

〇武富 久議長

日程第10. 議案第63号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定についてを議題といた します。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第63号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第64号

〇武富 久議長

日程第11. 議案第64号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑を求めます。

((なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第64号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議については原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第65号

〇武富 久議長

日程第12. 議案第65号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。3番井上君。

〇井上敏文議員

65号、一般会計です。事項別明細書の工事請負関係の内容を教えていただきたいと思います。29ページの土木費、この説明の中で190万円と上がっておりますが、この内容を教えていただきたいと思います。

それと、31ページ、同じ土木費の道路橋梁費、この140万円ですね。

それと、教育委員会関係になりますけど、35ページ、教育費の中の説明、支出内訳、ここに海洋センターの工事請負費354万2千円と上がっております。この3点の説明をお願いいたします。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

お答えいたしたいと思います。

29ページの橋梁長寿命化修繕計画事業についての増額でございますけれども、これにつきましては、現在、橋梁長寿命化ということで橋梁の補修事業をやっております。現在、一本

柳橋、それと花祭橋、駅南北ふれあい通路について発注をしておりますけれども、この分の 歩掛かり及び単価の改定に伴う増額でございます。

続きまして、次の31ページでございますけれども、この分で町道舗装補修工事外140万円ということでございますけれども、これにつきましては、現在、駅南のほうで杵島工業用水道事業団のほうで工事を行っておりますけれども、その舗装の補修工事ということで片側舗装をするようになっていますけれども、あわせて、もう片側のほうも平たん性を確保するために、あと片側については町のほうでするようにしております。

以上です。

〇武富 久議長

納富課長補佐。

〇教育課長補佐 (納富智浩)

35ページの海洋センター管理費の工事請負費でございます。10月13日の台風によって老朽 化しておりました全天候スポーツ広場の横のフェンスが実は転倒しております。応急措置を 行った上で、今回、きちんと復旧をするようにしております。延長的には東側の面約102 メートルでございます。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

よくわかりました。

1点、29ページ、土木費のところの橋梁長寿命化ですね、これ単価の改定と言われますけど、今、建設資材、あるいは人件費等が上がっていると言われております。それに伴うものかなと思いますけど、単価の改定、どのくらいアップして変更せにやいかんやったのか、その辺の資材の上昇が大体平均的にどのくらい上がっておるというのはわかりますか。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

ちょっと詳細については今ここではわかりません。 (「そしたら、後で報告をお願いします」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ほかに。9番西原君。

〇西原好文議員

1点だけお伺いいたします。

事項別明細書の25ページで、機構集積協力金交付金事業の中の負担金補助及び交付金で50万円上がっております。済みません。その上です。さがの米・麦・大豆競争力強化対策事業で525万5千円上がっております。説明資料の中で1点だけちょっとお伺いしたいんですけど、上分集落営農組合で電気設備等の追加ということで、変更内容ということで設備一式、あと引き戸、サッシ窓3カ所、勝手扉1カ所の追加ということですけど、これは当初上がっていなかったのを、こういったものが設計の段階で不足していたということだろうと思うんですけど、これ扉とかなんとかの設計が後で上がってくるというのは、ちょっと私どもからすれば信じられんようなあれなんですが、そこら辺説明ができますか。

〇武富 久議長

川久保産業課長。

〇産業課長 (川久保義文)

この物件につきましては、当初観音開きじゃなくて、両端引き戸というふうなことでしておりましたけれども、機械の台数がかなり多うございました。コンバインが3台、田植え機が2台とか、乗用管理機が1台、非常に農機が多かったもんですから、収納がその分では間に合わんというふうなことで、後から地元もちょっと気づかれたというふうなことがありました。それで、三方といいますか、片方全部端のほうに引き寄せたような形でスライド方式に変更したというふうなことと、電気設備につきましては、当初電気がついていないというふうなことで、これも最終的には地元で協議をされて、刈り取り時、かなり遅くまで刈り取るというふうなこともありまして、やはり電気がつかんと収納も難しいというふうなことで、電気をつけんばいかんというふうなことで変更になったところでございます。

以上でございます。(「はい、了解しました」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

1点だけお伺いします。

事項別明細書の11ページの情報推進費の中で、19番の社会保障・税番号制度システム整備

費負担金となっていますけれども、この税番号制度というのはどういった制度なのか、 ちょっとそこら辺教えてください。

〇武富 久議長

田中総務企画課長。

〇総務企画課長 (田中盛方)

大隈議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、平成27年、来年の10月から各住民の方、これは全国になりますけれども、番号が付されます。それを平成28年1月からいろいろなものに運用をしていくというふうなことで、このマイナンバー制度というのは、要は税の公平収納ですね、それと、社会保障の公平な給付、それと、災害に対応した場合に利用するというふうなことでこのマイナンバー制度ができ上がっております。そのマイナンバー制度を導入するに当たり、これは自治体で各情報を集めております。それを全国的なところに1カ所に集約するわけですけれども、その場合に、全国に2カ所そういう中間サーバーといいますか、例えば、西日本地区を1カ所にまとめる、東日本地区を1カ所にまとめるというふうな中間サーバーを設置する必要があります。それに係る負担金ということで今回計上いたしております。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

ナンバー制度もいいんですけれども、私が一番心配するのは、そういったシステムの中の漏えいとか、いろんな問題が今出ておるとですよ、インターネット上の漏えいとかなんとか。今、個人情報保護法の問題もあって、そういったマイナンバー制度もいいんですけれども、もし漏えいとか、そういった問題が、どこの自治体もですけれども、慎重にやっておられるとは思いますけれども、そこら辺のナンバー制度の特性といいますか、どういったあれでシステム化をですね、個人情報にひっかかる、ひっかからんは別としても、そういった防止策なんか、そこら辺ちょっと考えておられるかお聞かせください。

〇武富 久議長

田中総務企画課長。

〇総務企画課長(田中盛方)

このマイナンバー制度につきましては国全体の取り組みというふうになっております。で

すから、そういうセキュリティー関係につきましても十分な対応をとられていると思ってお ります。

〇武富 久議長

ほかに。2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

私、このマイナンバーもいいんですけれども、実際、住民に番号をつけるわけなんでしょう。そしたら、国が全部総括して、全部そういった個人情報がわかるような状態なんですよね、実際。そういった中で、本当に安心できるもんか、私はそこが心配なんですよ。システム化はいいんですけれども、1億人余り国民がいますけれども、そういったナンバー制度で、漏れないとも限らんから、そこら辺を慎重にですね、とにかくそこら辺が私は一番心配するところなので、答弁はいいです。(「関連」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

5番池田君。

〇池田和幸議員

関連でありますけれども、このマイナンバー制度ですね、私も前回多分質問したと思いますけれども、住基カードは来年10月ぐらいに町としては変えるのですか、なくすのでしょうか。その辺をひとつお願いします。

〇武富 久議長

平川町民課長。

〇町民課長 (平川智敏)

住基カードにつきましては、このマイナンバー制度の導入に伴いまして縮小していくとい うような形になります。

〇武富 久議長

5番池田君。

〇池田和幸議員

縮小していくということは、なくなるようにしていくということと思いますけど、今、税の申告等も住基カードで行っていますよね。そういうことはどういうふうに町民に伝えていかれるのかなと思いますけど。

〇武富 久議長

平川町民課長。

〇町民課長 (平川智敏)

現在は住基カードで申告をされている方もいらっしゃるんですが、そういう方に対しては、 一応広報等でも周知を図っていきたいというふうに思っております。

〇武富 久議長

5番池田君。

〇池田和幸議員

そしたら、いつからというのはまだはっきり決めていない。10月ぐらいから徐々にというか、例えば、28年度から一斉に変えるとか、その辺はどうですかね。

〇武富 久議長

平川町民課長。

〇町民課長 (平川智敏)

住基カードの申告の利用につきましては、税務署等との兼ね合いもございますので、一応 税務署のほうからいつまでに使われなくなりますというような指示はまだ来ておりません。 したがいまして、その時期を見計らって町民の方には周知を図っていきたいというふうに 思っております。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

もう1点だけお願いします。

先ほど25ページで一番下に載っておりましたけど、説明資料の2ページで、今回、機構集積協力金交付事業ということで、1名の方がリタイアされる農業者ということで上がっております。このリタイアされる理由がわかれば、それと、その後の面積の、ほかの方への貸し付けあたりのあれはもう決まったものなのか、そこら辺がわかればお願いいたします。

〇武富 久議長

川久保産業課長。

〇産業課長 (川久保義文)

理由につきましては、この方につきましては作業受託をされておりました。通常、賃借権 設定となれば農業委員会のほうに3条での設定をするわけですけれども、そういったところ での手続を踏まえてあれば、この経営転換協力金は成り立ちはしていませんでした。作業受託というふうなことから、経営転換金が受領できるというふうなところでございます。それが理由ではないんですけれども、理由につきましては、高齢で農業ができないと。息子さんもそこまで農業にはまれない職種であるというふうなことから、リタイアというふうなところでございます。

面積につきましては5反3畝ですので、この分につきましては、集落営農組織の中の構成 員の方に預けるというふうなところでございます。

以上です。(「はい、了解しました」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ほかに。4番坂井君。

〇坂井正隆議員

戻りますけれども、マイナンバーの桁数といいますか、どの程度、億単位になるのか、そ ういう簡単に覚えられる数字なのか、その辺わかれば。

〇武富 久議長

田中総務企画課長。

〇総務企画課長(田中盛方)

マイナンバー制度の番号につきましては12桁になります。

〇武富 久議長

いいですか。1番田中君。

〇田中宏之議員

先ほどの西原副議長の関連ですけど、機構集積協力金ですか、これは非常にいい制度だと 思っております。今回、1名だけ該当されているようですけど、事業内容の中で交付対象者、 農地の相続人も一応対象者になっていますけど、今回はなっていないんですかね。今回は農 地の相続人は対象にはなっていないんですかね。まずそれ1点ですね。

それと、先ほどから申しますように、非常にこれはいい事業でございます。産業課として どういうふうにこれを拡大というか、展開していこうと思っているか、その辺をお聞かせく ださい。

〇武富 久議長

川久保産業課長。

〇産業課長 (川久保義文)

1点目の交付対象者につきましては、経営転換する農業者、この経営転換というのは、あくまでも農業は農業で実施していくと。その中で、自分は施設園芸に転換をしていくと。したがって、土地利用型、米・麦・大豆ですね、この分についてはもうほかの人に預けるよというふうな方が経営転換する農業者というふうなことで御理解をしていただければと思います。

また、リタイアする農業者につきましては、先ほど申し上げましたように、高齢で農業が 持続することができないと、後継者もおらんというふうな方が対象と。

それと、3番目の御指摘の農地の相続人も対象となり得るというふうなことでございますけれども、法定相続人、この方が対象になるというふうなことですけれども、通常、農業委員会のほうに代表者として、お父さんが亡くなられたと。長男、次男とか何人かおられて、相続ができないような状態がたまにあるわけですね。たまたまあります。通常は農業委員会のほうに法定相続人、代表者ですね、代表者を設定して、3条関係ですね、預けるというふうなことになりますけれども、その方が対象になるわけですけれども、そこの中で、中間管理事業に預けるというふうな形になりますと、法定相続人を立ててしなければならないというふうな状況になるわけですね。そういった方が該当をするというふうなところでございます。ちょっとわかりにくかったと思いますけれども。

それと、どういったふうにして拡大をしていくかというふうなことでございますけれども、今、産業課としましては法人化に向けてというふうなことで指導をしているところでございます。そういったところで、地域集積協力金とか、さまざまな交付金がぶら下がっておるわけでございますけれども、法人化をすれば、そういったところで地域集積協力金もいただけるというふうなこともございます。それとまた、法人化をすれば、構成員の方も法人に預けるというふうなことから、経営転換協力金も構成員の方々ももらえるというふうなことになります。そういったところで得点もあるわけでございまして、そういった中で、我々としては今後、5年を過ぎましたけれども、また5年後、24年から28年度までには法人化をしなければならないというふうな状況でございますので、その中で法人化をしてくださいよというふうな指導をしながら、こういった交付金もあるというふうなことから、説明会あたりも入れながら、法人化に向けて対応していかんばいかんと思っているところでございます。

以上です。

1番田中君。

〇田中宏之議員

今、課長の答弁を聞いていたら、何か法人化せんとこれをもらわれんとか、対象にならんように聞こえましたけど、それ関係なかでしょう。別に法人化はしなくても、機構集積協力金は対象になるわけでしょう。

〇武富 久議長

川久保産業課長。

〇産業課長 (川久保義文)

そのとおりでございます。法人化をすれば、こういった交付金があるから有利になりますよというふうなことでございまして、まさに田中議員がおっしゃるように、法人化せんとでけんというふうなことではないわけですけれども、集落営農組織を立ち上げたからには、5年以内に法人化をしなさいよと、してくださいよというふうな条件がついているわけですね。それを我々は無視はでけんというふうなことがあります。したがって、今度は待ったなしのリミットが来ておりますので、その辺は農家の皆さんも十分御理解をされた上で、我々も指導をしていかんばらんというふうなことで思っておりますけれども。

〇武富 久議長

ほかに。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

今に関連してちょっと聞きますけれども、一度リタイアした人、あるいは経営転換、それから農地の相続人、この3人、もとに戻るということはできるんですか。それとももうこれ一度したらもとには戻れないのかですね、それをお聞きしたいと思います。これまた期間があるのかどうか。

〇武富 久議長

川久保産業課長。

〇産業課長 (川久保義文)

一度受領されたら、もうもとには戻れません。 (153ページで訂正) 以上です。

〇武富 久議長

いいですか。

ほかに。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第65号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第66号

〇武富 久議長

日程第13. 議案第66号 平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

〇西原好文議員

今回の補正は、多分基金利子がついて積み立てということですけど、会計室長にお伺いい たします。毎年この時期につくもんですかね、そこら辺がわかればお願いいたします。

〇武富 久議長

溝口会計室長。

〇会計室長 (溝口進洋)

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の時期的なものというのは、正直に言えば、10月31日に日銀の追加金融政策というか、 緩和政策があったことによって市場が動いたために、この債券の売買をしたということです。 以上です。 (「はい、了解しました」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第

36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第66号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第67号

〇武富 久議長

日程第14. 議案第67号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

〇西原好文議員

1点だけお伺いいたします。

7ページの負担金補助及び交付金の中の一般被保険者療養給付費保険者負担分で6,700万円ほど上がっておりますけど、これは予定より治療されている方が大幅にふえたということでしょうか。そこら辺の内容がわかれば福祉課長お願いいたします。

〇武富 久議長

北島福祉課長。

〇福祉課長(北島 博)

今回、補正をお願いしているのが、当初予算では財源不足ということで大きな金額で組めなかったということと、あと月によって金額が大幅に変動しているものですから、歳出のほうの予算不足になれば支払いができなくなるということで、今回の補正後の支払い見込みを約5,800万円程度見込んで、当初予算との差の分を今回お願いしているという形になります。ただ、医療費の場合が、前も申し上げたと思いますけれども、月によって変動が大きいものですから、なかなか読みにくいところがありますので、少し余裕を持たせる形で組んでおります。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

ちょっと念のためですけど、高額医療というか、透析あたりの患者がふえたとか、そう いったものじゃないですよね。

北島福祉課長。

〇福祉課長(北島 博)

透析関係の方については、年を通して平均的な金額がかかりますので、その分以外の分の影響が結構大きいことになっております。 (「はい、了解しました」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第67号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第68号

〇武富 久議長

日程第15. 議案第68号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を 議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第68号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第69号

〇武富 久議長

日程第16. 議案第69号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題と

いたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第69号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第17 議案第70号

〇武富 久議長

日程第17. 議案第70号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題 といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第 36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第70号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第18 報告第3号

〇武富 久議長

日程第18. 報告第3号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第3号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、報告第3号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第3号)の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第19 請願第6号

〇武富 久議長

日程第19. 請願第6号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書を採択 するよう求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第6号については、会議規則第86条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、請願第6号については委員会付託を省略することに決しま した。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、請願第6号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に

関する意見書を採択するよう求める請願については採択することに決しました。 (発言する者あり)

しばらく休憩いたします。再開11時45分。

午前11時37分 休憩

午前11時45分 再開

〇武富 久議長

再開いたします。

先ほど土渕議員の質問に対する修正を川久保産業課長よりさせますので。川久保産業課長。

〇産業課長 (川久保義文)

失礼しました。先ほど土渕議員のほうから、経営転換協力金をいただいた方については復帰ができないのかというふうなことだったと思います。ちょっと私が勘違いしておりまして、経営転換協力金についてはもう二重取りはでけんというふうなことを言ったわけですけれども、まさにそのとおりです。

ただ、そこの事情で、息子さんが帰ってこられたというふうなことで、またそこの家で農業経営をしていくというふうなことであれば、その息子さんは復帰ができると、農業を再開はできるというふうなことでございますので、済みませんでした。

〇武富 久議長

いいですか。

それでは、先ほど古賀議員から御要望があったふれあい交流センターの選考委員の名簿を 配付しておりますので、参考にしてください。

それでは、休会中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

〇議会事務局長(武富利夫)

それでは、報告いたします。

平成26年12月定例議会委員会付託議件(案)

総務常任委員会付託分です。

議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第61号 議案第62号 議案第65号歳入全部と歳出のうち 款1議会費 款2総務費 款3民生費 款4衛生費のうち 目1保健衛生総務費 目2予防費 款7商工費 款9消防費 款

10教育費

議案第67号 議案第68号

次に、産業常任委員会付託分です。

議案第60号 議案第63号 議案第65号歳出のうち 款4衛生費のうち 目3環境衛生費 款6 農林水産業費 款8土木費 款11災害復旧費

議案第66号 議案第69号 議案第70号 以上でございます。

〇武富 久議長

以上のとおり各委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午前11時48分 散会